

令和2年 第8回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年4月3日(金)
開会 午後1時30分 閉会 午後2時15分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習理事 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第28号 京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - (2) 議案第29号 京丹後市指導主事等服務規程の廃止について
 - (3) 報告第4号 京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
 - (4) 報告第5号 京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について
 - (5) 報告第6号 京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について
 - (6) 議案第7号 京丹後市子ども未来まちづくり審議会委員の委嘱について

【追加議案 議案第30号、議案第31号、議案第32号】

 - (7) 議案第30号 京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について
 - (8) 議案第31号 京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
 - (9) 議案第32号 専決処分の承認について(京丹後市中学生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について)
- 7 その他
 - (1) 諸報告
 - ①「共催」・「後援」に係る3月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ①4月学校行事予定について
 - ②4月保育所・こども園行事予定について
 - ③令和2年度中学校入学式の出席について

8 会 議 録 別添のとおり (全14頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年5月8日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。

ただいまから「令和2年 第8回京丹後市教育委員会定例会」を開催いたします。

令和2年度が始まりました。

市では人事異動があり、教育委員会の職員体制も変わりましたが、今年度もよろしくお願
いいたします。

また、新型コロナウイルスの関係で3月は学校休業をしていましたが、春休みから再開
し、1日には、各学校で離任式を実施したところですし、この間、中学校では部活について
も行ってきています。8日には、感染予防のため、規模を縮小しますが、中学校の入学式が
ありますので、出席のほど、よろしくお願いたします。

社会や家庭環境の急激な変化は学校教育にも影響を与え、教育においても様々な対応を必
要としていると思っています。加えて、今年度は小学校で、来年度は中学校で、新学習指導
要領が施行、ICT化としてGIGAスクールの整備など、学校現場にも多くの新たな取組
みが求められています。

本市では、これらのことに対応するため、教育振興計画に掲げる基本理念をもとに、小中
一貫教育の手法を用いながら、教育改革を積極的に進めているところですが、この教育振興
計画も昨年度見直しを行っています。

また、3月の臨時会で承認をいただきました学校運営協議会（コミュニティスクール）を
学園ごとに設置しますので、地域とともにある学校づくりを意識した取組みを進めることと
します。

一方、昨年度の学校の状況では、まだまだ危機管理や生徒への指導の弱さから、課題が発
生し、対応が後追いになり、対応が終わっていないものがあります。管理職が先頭に立ち、
適切な指導をするよう校長会ではいつも指示していますが、今年は新たに管理職になったも

のも多く、学校全体を通して人材育成は大きな課題だと思っています。

そして今年度は、学校再配置の検証と新計画の策定をどうするのか、給食センター整備の具体的な取組み、働き方改革の強化、中学校の教科書採択など、様々な事業を取り組まなければいけません。

また、社会教育の分野では、オリパラ関係の事業、来年度のワールドマスターズ関連の事業、オリパラについては延期や中止となっていますが引き続き準備をしなければいけませんし、公民館、図書室、スポーツ施設と工事が多いことから、職員がチームとなって業務にあたる必要があると考えているところです。

教育委員さん方には、改めて御指導等お願いするものです。

高校再編について少し報告させていただきます。

新しく開校します宮津天橋高校と丹後緑風高校は9日に、清新高校は10日に開校式と入学式が行われます。市長と私にも案内をいただいていたのですが、新型コロナウイルスの関係で縮小して実施するとのことで、欠席することになりました。本来は行かせていただき、学校の様子も見てきたかったのですが、残念に思っています。本市の子どもたちが進学する学校ですので、すばらしい運営がされることを期待しているところです。

本日は、「京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について」をはじめ2議案と報告4件に追加3議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願いたします。

<吉岡教育長>

それでは、令和2年第8回教育委員会（3月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
野木委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。
議案第28号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第28号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第28号について承認)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第29号「京丹後市指導主事等服務規程の廃止について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第29号「京丹後市指導主事等服務規程の廃止について」を説明させていただきます。
指導主事は、今年度までは、非常勤特別職として勤務をしていただいていたのですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、臨時・非常勤職員の任用の厳格化により、令和2年度からは、会計年度任用職員として勤務をしていただくことになりました。

た。

この法改正に基づき、新たに、京丹後市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則が制定され、当該指導主事もその規則の適用を受けることから、本訓令を廃止するものです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第29号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

今、非常勤の地域担当指導主事が4人います。その方々の該当する規則で、常勤職員の指導主事は従来どおりです。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第29号「京丹後市指導主事等服務規程の廃止について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、報告第4号「京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第4号「京丹後市学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」説明をさせてい

たきます。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、学校保健安全法第23条第1項から第3項の規定で学校に置くこととされ、医師、歯科医、薬剤師のうちから任命又は委嘱することとされているため、令和2年4月1日付で別紙一覧のとおり委嘱しましたので、報告させていただきます。任期は、令和3年3月31日までの1年間です。

人事案件のため事前に審議いただくべきものですが、例年、医師会、歯科医師会、薬剤師会の推薦を受けて行うものであり、今定例会の報告としましたのでよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第4号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

医師会からの提案ということで、こちらからどうのこうのということではないと思いますが、齊藤先生の地元は久美浜ですが宇川のほうまで担当されるということで、随分御苦労だなと感じるのですが、このあたり何かお聞きになっているのでしょうか。お医者さんがほかにいないとかいうことですか。

<横島教育次長>

齊藤先生は北丹医師会の会長をしておられまして、いつもこの調整の時に中心になっていただいているのですけども、これは推測にもなるのですけども、齊藤先生のほうが、遠いところは自分が行ってあげようというようなつもりで、遠隔地ですけども、齊藤先生が宇川のほうにお世話になっているというふうに考えています。

<吉岡教育長>

次に、報告第5号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第5号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」説明をさせていただきます。

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に係るスクールガード・リーダー設置要項に基づき、教育長は防犯について専門的知識を有する者をスクールガード・リーダーに委嘱す

ることとしているため、本年度のスクールガード・リーダーを別紙名簿のとおり委嘱することとしたので、報告します。

なお、メンバーは別紙名簿のとおり元警察官の方にお世話になっており、今回はすべての方に再任していただきました。任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

人事案件のため事前に審議いただくべきものですが、今回はすべてのスクールガード・リーダーに再任いただけたこともあり、今定例会の報告といたしました。

以上、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第5号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、報告第6号「京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第6号「京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について」説明をさせていただきます。

学校保健安全法第23条第1項から第3項の規定でこども園に置くこととされている学校医、学校歯科医、学校薬剤師、及び厚生省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項の規定による保育所嘱託医について、令和2年4月1日付で別紙一覧のとおり委嘱しましたので、報告させていただきます。任期は、令和3年3月31日までです。

これについても、人事案件のため事前に審議いただくべきものですが、先ほど同様、医師会、歯科医師会、薬剤師会の推薦を受けて行うものであり、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第6号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、報告第7号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第7号「京丹後市子ども未来まちづくり審議会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

京丹後市子ども未来まちづくり審議会は、市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項を審議するため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、設置しているもので、次世代育成支援対策行動計画、特定教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援計画等に関することの審議を行っています。本日お手元にお配りした子ども・子育て支援計画も、こちらのほうで見直しをしたものです。

報告書をご覧ください。委員は10人以内で組織され、条例規定にある1号から6号の規定に基づき委嘱されます。

多くの方に再任をさせていただいていますが、令和2年度から新しく委員になる方は、田中道夫氏、谷口輝氏、浜上玉恵氏、野木教貴氏の4名です。

任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。

こちらも人事案件のため事前に審議いただくべきものですが、今回の新任委員はそれぞれの団体の推薦を受けて行ったものであり、今定例会の報告としました。

以上、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第7号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を3件準備しております。

まず、議案第30号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について」及び議案第31号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」を関連議案となりますので一括議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

御異議なしと認めます。よって議案第30号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について」、議案第31号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第30号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について」、議案第31号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」を一括して説明させていただきます。

これらのものは、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和2年12月11日に公布をされていまして、この法律は、学校における働き方改革を進めるための、総合的な取組みの一環として、文部科学省が昨年1月に策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げされ、文部科学大臣により教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他、教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、講ずべき措置に関する指針が定められました。

府費負担教職員の服務監督権者である教育委員会では、指針を参考にして、上限方針を教育委員会規則などにおいて定めることとされていますので、京丹後市立学校の勤務の上限に関する規則並びに指針について、制定並びに見直しをさせていただいたものです。

まず、議案第30号、規則のほうから詳細を説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただいて、別記の規則をご覧ください。

この規則は、3条の条文と附則からなっています。

まず第1条に、先ほど申しました趣旨のほうを置かせていただきまして、第2条に、時間外在校等時間の上限というものを置いています。

第1項では、通常の上限時間として、第1号に1か月45時間、第2号に1年に360時間という上限を定めています。

第2項には一時的、突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合として、1号に1か月100時間未満、2号に1年に720時間を定め、3号に2か月から6か月の平均が1か月あたり80時間と定めています。また、4号につきましては、1年のうちで45時間を超える月数は6か月と定めています。

第3条委任では、規則に定めるもののほか、目的達成に必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。

最後に附則として、施行日を令和2年4月3日としています。

続きまして、議案第31号の説明をさせていただきます。

議案第31号の資料をご覧ください。

国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置がなされ、京都府でも令和元年5月から公立学校に勤務する教育職員に対して、時間外勤務命令の上限設定等の措置がなされたことを受け、京丹後市教育委員会も、令和元年9月定例会で、「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を報告させていただき、定めています。

今回「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則」の制定に合わせその見直しを行うものです。

なお、今回の見直しは、7月に同様に改定された京都府の「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に準じて行っています。

新旧対照表をご覧ください。

まず、今回の表題を、以前は市立学校というふうにはじめていましたが、京丹後市立学校という形で京丹後を加えることとしています。その次、今回の改定の日をちを入れるということで、令和元年9月3日策定の下に括弧書きで令和2年4月3日改訂を加えています。

はじめには、前回策定時から今回改訂に至るまでの経過に触れ、全面的に書き換えをさせていただきます。

3ページになります。1趣旨では、前回の部分と今回は根拠となるものが変わってきてまして、前回「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」というところから、今回は「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則」に基づきという形で、根拠になる部分を修正しています。

裏面のほうをご覧くださいと思います。

2方針の対象者では、根拠となる条例が、以前は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」でしたが、今回「職員の給与等に関する条例」というふうに変わっていますので、その部分について修正をさせていただきます。

5ページになります。

3勤務時間の上限の目安時間では、根拠の変更に伴い、新しく作られた規則第2条に規定する「在校等時間」を管理対象とし、勤務時間上限を設定することに修正をしています。

めくっていただいて裏面になります。

(1)の部分につきましては、先ほどの規則を受けていますので、原則について書かせていただいて、7ページに(2)として特例扱いということで、先ほども説明させていただいた規則に合うよう修正をさせていただいています。

8ページをご覧ください。

4取組方針では、3の項目が上限の目安時間から上限時間に変更になっていますので、それに合わせて変更をしていますし、箱書きの中、以前は6として数値目標の設定による進捗管理としていましたが、5つのテーマと評価指標という表現が箱の中にありますので、テーマとしては5つで整理をさせていただいて、6番目に、6という数字を【評価指標】というふうに変えてわかりやすくしています。

9ページをご覧ください。

こちらは、5を新設させていただいています。これは、現行で(2)にありました医師の面接指導を特出しして、5健康及び福祉を確保するための措置という形で明瞭にさせていただきました。

6の段階的目標の設定は、5を新設したことによって番号が繰り下がったという形になりますし、7の留意事項も同じく、繰り下がりです。6が7になったことと、先ほど説明させていただいた、5に特出しした(2)は削除という形になっています。

めくっていただきまして、その裏、(3)が繰り上がりになりまして(2)となりますし、方針の趣旨に反する行為としては、新しい規則に基づき文言修正を行い、持ち帰り業務の実態把握と縮減の取組みを行うことを、新たに加えています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第30号及び議題第31号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

暫時休憩します。

—休憩中—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて、会議を再開します。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第30号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について」及び議案第31号「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案32号「専決処分の承認について（京丹後市中學生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第32号「専決処分の承認について（京丹後市中學生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について）」について説明をさせていただきます。

この改正は、今回の新型コロナウイルス感染症に伴い、3月に入ってから今年度の中學生海外派遣事業を市の判断により中止したため、事業を実施しない場合の補助金の額の取扱いを新たに定めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条に補助金の額を定めていますが、この第2項として、前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない事情により派遣事業を中止した場合には、市長が別に定める。を加えるものです。

附則で、この告示は、令和2年3月25日から施行するとしています。

このことにより、本来であれば、保護者負担となる旅費のキャンセル料を市負担とすることができます。

なお、年度内に処理を行わなければならないため、教育長の専決事項とし、今回の教育委員会会議に報告し、承認を求めるものです。

以上よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第32号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

ちなみに1人あたりのキャンセル料はどれぐらい発生していますか。
つまり、今回の件で市が払う金額はいくらかということです。

暫時休憩します。

—休憩中—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて、会議を再開します。

<横島教育次長>

今回、この見直しをすることによって、本来ですと旅費の20パーセントをキャンセル料として負担していただかなければならない金額、1人あたり5万1,229円、これを保護者負担が免除できるということで、総額は15人で76万8,435円が返金できるという形になります。

<田村委員>

今回の改正からは少しずれるかもわかりませんが、もともと市の予算と韓哲さんの補助金で成り立っていたと思うのですが、市の予算のほうでこれを払って、韓哲さんのほうから出るお金というのはプールされるのですか。

<横島教育次長>

この事業は今委員に言っていたとおり、韓哲・まちづくり夢基金事業補助金を多く利用してやっているということで、今回の場合、たまたま市が中止という判断をしたということで、当然保護者には全然落ち度がないということで、旅費相当分のキャンセル料を保護者に返します。その返すお金は、市の予算の事業費全体の中からお返しするということになりますので、基本的に執行しない部分は、基金をもらっていた部分は事業中止になるので基金にお返しするという形になります。

〈田村委員〉

なぜそんなことを聞いたかと言いますと、今回行けなかった子たちに対して、何らかの形で何かをしてあげたいというお答えがあったと思うのですけれども、それをやるにあたっての予算というのは、また新たにどこかから持ってくるのでしょうか。

〈横島教育次長〉

基本的に予算は年度になりますので、当然この部分についてはお返ししたら、新年度の予算の中で工夫をして、子どもたちも楽しみにしていたのに行けなくなって落胆していた部分もあるので、何とか工夫をしてそういった子どもたちに機会を与えてあげたいということで、今後学校教育課のほうで考えていくという形になっています。

〈田村委員〉

わかりました。この行けなかった子たちは本当に残念だと思います。自ら進んで行こうと思ったのが、このような理由で、ということなので、それに代わることは無理ですけども、何とかしっかりとした体験ができることを、お願い申し上げます。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第32号専決処分の承認について（京丹後市中学生海外派遣事業参加費補助金交付要綱の一部改正について）につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る3月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 4月学校行事予定について
- ② 4月保育所・こども園行事予定について
- ③ 令和2年度中学校入学式の出席について

〈吉岡教育長〉

全体を通して、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

以上で第8回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

〈閉会 午後2時15分〉

[5月定例会 令和2年5月1日(金) 午前9時00分から]